

委員会の進め方（案）

1. 基本事項について

開催の頻度

原則として 2 ヶ月に 1 回ペースを想定

ただし会議の進捗状況等により変動はあり得ます。

開催の時間帯

委員のみなさまのご都合により、昼間、夜間、平日或いは土曜、日曜等から決定させていただきます。

会議の形態

会議は原則として公開で開催し、傍聴は自由となります。資料についても、特別な事情がある資料を除いて希望者に配布するとともに、WEB に掲載します。また、議事録も WEB に掲載します。

検討における懸案事項

- ・委員会の席上における傍聴者からの意見や質問を許可するか。また、許可した場合に、その場で、委員若しくは事務局からの回答を行うか。
- ・候補地について、どういったタイミングで
 - 現地を確認するべきか、
 - 環境評価を実施するか、
 - 地質調査を実施するか、
- ・選定の基準にはどのような評価項目が必要となるか、

これらのことについて、ご検討いただき、今後の方向性を決定したい。

2. これまでの検討経緯について

平成 18 年 6 月に、庁内関係課の職員による検討委員会を立ち上げ、新たに整備すべき火葬場の施設及び敷地規模について検討を実施した。

この結果、敷地の規模については、概ね 8,000 m²から 10,000 m²程度必要であるとの結果がまとまった。これに基づき、市内全域を対象として市有地及び民有地の中から建設候補地を選定することとなった。

3. 候補地選定について

選定の基礎

新火葬場建設候補地については、現火葬場周辺も含めた、市内全域の市有地及び民有地から選定する。

市有地（旧多治見市及び旧笠原町）については、市が管理しているデータより、概

ね 8,000 m²以上の土地を抽出したものを検討開始データとした。

民有地については、現在（平成 19 年 2 月 2 日付け調査、同 9 日回答期限）庁内各課室が把握している情報について集約を行っているところ。

市有地における候補地（旧多治見市分）

市保有データより抽出した概ね 8,000 m²以上の土地 150 筆（資料 5-1）について、税務課保有の航空写真（筆情報を合成したもの）から、

- ・その形状（うなぎの寝床等）から明らかに候補地として利用不可能な土地、
- ・その土地利用状況（既設の建築物がある等）から明らかに候補地として利用不可能な土地、

を除いた土地について、22 箇所（資料 5-2）をまとめた。

市有地における候補地（旧笠原分）

市保有データより抽出した概ね 8,000 m²以上の土地 69 筆（資料 5-3）について、税務課保有の公図及び住宅地図から、

- ・その形状（うなぎの寝床等）から明らかに候補地として利用不可能な土地、
- ・その土地利用状況（既設の建築物がある等）から明らかに候補地として利用不可能な土地、

を除いた土地について、24 箇所（資料 5-4）をまとめた。

民有地における候補地

前述のとおり、現在取りまとめ中であり、まとまり次第、委員会に資料提出をする。

土地選定の基準

委員会における検討開始時点においては、単純に面積ベースで抽出したデータから、およそ土地の形のみを条件として候補地から除いている。このため、実際の形状や地目については考慮していない。

今後、候補地を絞り込むための条件としては、人口、死亡者数、出棺場所、交通条件、道路条件、周辺自治体等による火葬場とのバランスといった要素から利便性、災害対策を考慮しつつ地域を選定する必要がある。

利便性	人口	市域の人口バランスを考慮することが必要。
	交通条件	市内の交通条件（遠隔地からの距離、主要道路のアクセス）に優れた場所が適地である。
	周辺火葬場とのバランス	周辺地区の同施設とのバランスがとれた位置が最も利用されることになり最適地となる。

災害対策	大規模災害時に重要な施設であり、災害の影響を受けにくい位置が最適地となる。
------	---------------------------------------

また、周辺環境、気象、土地利用計画、文化財・遺跡、供給設備、進入道路、用地取得、開発・利用計画、周辺住民の理解、経済性などの各要素を考慮しつつ選定する必要がある。

周辺景観	最新機器の導入により衛生面で心配が無く、周辺環境と調和したデザインを取り入れた施設となるが、最善の配慮により住宅などとの間に緩衝となる緑地などがある方が優れている。
気象	最新機器の導入により無煙、無臭の施設となるが、最善の配慮により住宅などの恒風の風下が最適地となる。
土地利用計画	市街化調整区域、農業振興地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域でないことが前提であるが、公共性が高い施設であるため、地域指定除外も考慮する。
文化財・遺跡	文化財指定、遺跡包含地でないこと。
家屋・高圧線等の障害物	家屋・高圧線等の障害物がないほうが望ましい。
供給設備	電気、ガス、水道等の供給設備の設備が困難でないこと。
進入道路	山間地急斜面など、冬季に不便でないこと。経路が複雑でないこと。幹線道路に近い方が望ましい。
用地取得	地権者からの用地取得が困難でないことが望ましく、なるべく市有地が望ましい。
開発・利用計画	ほかの開発、利用計画が存在しないこと。
住民理解	公共性が高い施設であり住民の同意は法的要件ではないが、検討段階から情報公開に努めることにより住民理解に努めること。
経済性	建設費用（用地取得、建築、付帯条件）が実現可能な範囲で収まること。 又、財源確保対策として合併特例債を活用する。

これらの諸条件の中で、委員会で選定基準を決定し、評価しながら候補地の絞り込みを実施する。